

# 東京都職員（地域医療支援ドクター）派遣要綱

平成21年2月20日付20福保医救第858号

一部改正 平成25年3月29日付24福保医救第1565号

一部改正 平成26年3月24日付25福保医人第2092号

## 第1 目的

この要綱は、東京都地域医療支援ドクター事業実施要綱（以下「要綱」という。）に規定する支援医師である東京都職員の派遣に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規程に基づき、知事が東京都内の市町村長（一部事務組合管理者を含む。以下同じ。）からの要請に応じて行う東京都職員の市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）への派遣に関して必要な取扱いを定めることを目的とする。

## 第2 協定の締結

知事は市町村長からの要請に応じて派遣を行うときは、あらかじめ次の事項について市町村長と協議し、協定を締結するものとする。

- (1) 派遣される職員の都での職及び氏名
- (2) 派遣先の職
- (3) 派遣期間
- (4) 給与
- (5) 勤務時間、休日、休暇等の勤務条件
- (6) 旅費
- (7) 公務災害補償の取扱い
- (8) 職員共済制度に関する取扱い
- (9) 職員互助制度に関する取扱い
- (10) 職務専念義務免除の取扱い
- (11) 営利企業等従事許可の取扱い
- (12) 分限及び懲戒の取扱い
- (13) 研修の取扱い
- (14) 勤務状況の報告
- (15) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

### 第3 派遣対象医療機関

派遣される職員（以下「派遣職員」という。）が従事する要綱第2条に規定するへき地又は多摩地域の市町村に所在する公立医療機関（以下「公立医療機関」という。）は、以下のとおりとする。

へき地の公立医療機関	利島村国民健康保険診療所、新島村国民健康保険本村診療所、新島村国民健康保険式根島診療所、神津島村国民健康保険直営診療所、三宅村国民健康保険直営中央診療所、国民健康保険直営御蔵島診療所、国民健康保険町立八丈病院、青ヶ島村国民健康保険青ヶ島診療所、小笠原村立小笠原村診療所、小笠原村立小笠原村母島診療所、檜原村国民健康保険檜原診療所、奥多摩町国民健康保険奥多摩病院
多摩地域の市町村公立病院	青梅市立総合病院、町田市民病院、日野市立病院、稲城市立病院、公立阿伎留医療センター、公立昭和病院、公立福生病院

### 第4 派遣先の職

- 1 派遣職員は、第3に規定する公立医療機関で従事するものとする。
- 2 派遣職員は、派遣期間中、派遣を受ける市町村（以下「派遣先市町村」という。）の職員に併任するものとする。

### 第5 派遣期間

派遣職員の派遣期間については、原則として6ヶ月以上1年以下とする。

ただし、派遣期間の途中において、派遣期間を延長し、又は短縮する必要が生じたときは、知事と派遣先町村長とが協議の上、派遣期間を変更することができるものとする。

### 第6 派遣職員の給与等

派遣職員の給与（退職手当を除く。以下同じ。）については、派遣先市町村の定める条例等を適用して当該市町村が支給するものとする。ただし、この取扱いにより、東京都職員及び当該市町村職員の給与と比較して不均衡を生じる場合には、知事と当該市町村長が別途協議して定めるものとする。

- 2 派遣先市町村に医師の給料表がない場合は、東京都の職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）を準用して当該市町村が支給するものとする。ただし、医師派遣手当については、当該市町村の定める条例等を適用して当該市町村が支給するも

のとする。

- 3 派遣職員の退職手当については、東京都の職員の退職手当に関する条例（昭和31年東京都条例第65号）を適用して東京都が支給するものとする。

#### 第7 派遣職員の勤務時間、休日、休暇等

派遣職員の勤務時間、休日、休暇等の勤務条件については、派遣先市町村の定める条例等を適用するものとする。ただし、この取扱いにより、東京都職員及び当該市町村職員の勤務条件と比較して不均衡を生じる場合には、知事と当該市町村長とが協議して定めるものとする。

#### 第8 派遣職員の旅費

- 1 派遣職員の旅費については、派遣先市町村の定める条例等を適用して当該市町村が支給するものとする。ただし、派遣に伴う赴任旅費及び帰任旅費については、東京都の職員の旅費に関する条例（昭和26年東京都条例第76号）を適用して派遣先市町村町が実費額を支給するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、東京都職員として命ずる研修及び出張に係る旅費については、東京都の職員の旅費に関する条例（昭和26年東京都条例第76号）を適用して東京都が支給するものとする。

#### 第9 派遣職員の公務災害補償の取扱い

- 1 派遣職員の公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）を適用するとともに派遣先市町村が当該市町村職員に対して行う休業に係る給付をその負担において支給するものとする。
- 2 前項に規定する場合においては、派遣職員に対し、東京都職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する条例（昭和42年東京都条例第115号）及び東京都職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則（昭和46年東京都規則第169号）を適用して派遣先市町村がその負担において支給するものとする。

#### 第10 派遣職員の共済制度に関する取扱い

派遣職員は、派遣期間中、派遣先市町村職員が加入する共済組合の組合員とする。

#### 第11 派遣職員の互助制度に関する取扱い

派遣職員は、派遣期間中、東京都職員が加入する互助制度の会員とする。

なお、派遣職員に係る東京都が負担する交付金は、派遣先市町村が負担するものとする。

#### 第12 派遣職員の職務専念義務の免除の取扱い

派遣職員の職務に専念する義務の免除については、派遣先市町村の定める条例等を適用して当該市町村長が行うものとする。

#### 第13 派遣職員の営利企業等従事許可の取扱い

派遣職員の営利企業等の従事の許可については、派遣先市町村長が知事に協議の上、行うものとする。

#### 第14 派遣職員の分限及び懲戒の取扱い

派遣職員の分限及び懲戒については、知事と派遣先市町村長との協議に基づき、知事及び当該市町村長がそれぞれ行うものとする。

#### 第15 派遣職員の研修の取扱い

派遣職員の研修については、知事と派遣先市町村長との協議に基づき、知事及び当該市町村長がそれぞれ行うものとする。

#### 第16 勤務状況報告

知事は、派遣職員の勤務状況について、必要に応じ、派遣先市町村長から報告を求めるものとする。

#### 第17 協議事項

第4から第15までに規定する取扱いのほか、派遣職員の取扱いその他派遣職員の派遣に関し必要な事項は、知事と派遣先市町村長との協議に基づき、定めるものとする。

#### 第18 派遣職員の特例

知事は、必要があると認めるときは、第4から第15までに規定する取扱いにかかわらず、その都度特別な取扱いを定めることができるものとする。

#### 第19 委任

この要綱の適用に関し、必要な取扱いについて規定するため、別に東京都職員（地域

医療支援ドクター) 派遣要領に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月24日から施行する。